

第1条【名称】

本ジムは NEXT BODY（以下「当ジム」という）と称します。

第2条【運営/管理】

当ジムは、徳島県徳島市沖浜2-30に位置し、NEXT BOX（以下「会社」という）が、運営、管理を行います。

第3条【会員制度】

- 1 当ジムは会員制とします。
- 2 当ジムの会員制度は月額利用を設けるものとします。
- 3 当ジムに入会しようとする際は、本規約を承諾し、当ジムに所定の入会申込書・誓約書等（web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより本ジムの諸施設を利用することができます。
- 4 未成年者（16歳以上18歳未満）が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 5 会員は、本規約全てを遵守しなければなりません。
- 6 会約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
- 7 ビジターは、利用上の注意に同意することによって施設を利用することができます。

第4条【入会資格】

当ジムに入会できるのは18歳以上の方で、当ジムの趣旨に賛同し本規約を承認した方とします（16歳以上で保護者の同意がある場合を含む）。当ジムはその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になる事はできません。

- （1）本規約および利用する各クラブの諸規則を遵守できない者
- （2）入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- （3）タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、各クラブ内（クラブ館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者。
- （4）稀に SNS などの動画や写真の背景にご自身が映る可能性があることを承諾できない者。
- （5）過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と当ジムが判断した者
- （6）医師等により運動を禁じられている者
- （7）伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- （8）18歳未満の者（16歳以上で保護者の同意がある場合を除く）
- （9）所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者
- （10）未成年でクラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- （11）入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- （12）その他本ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条【会費、事務手数料等】

- 1 当ジムの会費、入会金、事務手数料、その他の費用（以下「会費等」という）は当ジムが定めるものとします。
- 2 会員は会費等を当ジム所定の方法で当ジム所定の期間内に支払うこととします。
- 3 会員は、実際の当ジム利用の有無に関わらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還致しません。

4 当ジムは、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う1ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

5 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、当ジムは、会員に対し、未納分会費等を、当ジムが指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条【QRコード】

1 当ジムは、会員に対しQRコードを交付します。

2 会員がクラブに立ち入る際には、当該会員に交付されたQRコードを提示するものとし、会員本人がQRコードを発行できていない場合は、当ジムに立ち入ることはできません。

3 QRコードは、交付された会員本人もしくは当ジムが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。

4 会員は、QRコードを第三者に貸与することはできません。万一、QRコードを貸与した場合は規約退会の対象となります。

第7条【会員以外のクラブ利用】

次の条件をいずれも満たす場合のみ、ビジターに当ジムを利用させることができる。

1 利用上の注意に同意すること

2 当ジムが定めた申込みを行うこと。

第8条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を厳守しなければなりません。

(1) 当ジムの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、当ジムの説明及び指示に従わなければなりません。

(2) 当ジムの利用時は、常に当ジムが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを禁止します。

1 施設または器具を傷つける恐れのある衣服、履物、服飾品または装飾品

2 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品サンダル、草履、長靴等

3 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品

4 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好

5 ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物

6 その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

(3) クラブ内において、以下の行為は禁止されます。

1 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、(勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動)

2 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み

3 正当な理由なく他者の所持品に触れること。

4 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。

5 本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること。

6 タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること。

7 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為

8 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為

- 9 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- 10 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
- 11 酒気を帯びての入館、または酒類を持ち込むこと。
- 12 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用する当ジムが承諾した補助犬は除く。
- 13 他の会員の諸施設利用を妨げる行為。
- 14 クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。
- 15 当ジムの許可なく、営業目的で写真や動画の撮影を行うこと

第9条【入場の禁止、退場】

(1) 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができません。

- 1 本規約（第8条を含み、これに限られない）および当ジムの諸規則を遵守しない者
- 2 当ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
- 3 当ジムにおいて、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
- 4 当ジムにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- 5 当ジムの承諾なくセキュリティキーを持たずに入館した者
- 6 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
- 7 自己都合により会費等の全部もしくは一部を2か月間滞納し、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が2か月連続した者
- 8 上記の他、当ジムにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

第10条【休会及び復帰】

- 1 当ジムは休会制度はありません。

第11条【退会】

1 会員が自己都合により当ジムを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、当ジムのWEB手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 退会手続は、退会を希望する月の10日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、当ジムのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

- 4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

- 5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

6 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が2か月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が2か月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額現金または当ジムが指定した方法で支払わなくてはなりません。

第12条【届出等】

1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかにweb上において、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。

2 当ジムから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、当ジムから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもつ

て効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

3 当ジムでスマートフォン・携帯による私用目的の写真撮影以外の撮影（一眼カメラやその他撮影器具やその他撮影器具を用いた営業を用いた営業目的の撮影など）を希望の方は、事前に当ジムまでお問い合わせください。

第13条【規約退会】

1 当ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させることができます。

(1) 本規約本規約（第8条を含み、これに限られない）および当ジムの諸規則を遵守しないとき。当ジムの諸規則を遵守しないとき。

(2) クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当ジムの運営に影響が生じうると判断される時。

(3) 当ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。

(4) 第11条第6項に該当したとき。

(5) その他、当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき。

2 当ジムから強制的に退会させられた会員は、退会時から当ジムを使用することができません。

3 当ジムは、前納分または既払分の会費等があっても、当ジムから強制的に退会させられた会員に対しては、これを返還することはいたしません。

4 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、「NEXT BODY」への入会はできません。

第14条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

(1) 退会

(2) 死亡または法人の解散

(3) クラブを閉鎖したとき。

第15条【会員資格の譲渡禁】

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第16条【営業日およびスタッフ受付時間】

当ジムの営業日、営業時間及びスタッフ受付時間については、当ジムが定めます（ホームページや各 SNS などに記載）。ただし、気象災害やその他やむを得ない理由が発生した場合、事前予告なく変更する場合があります。

第17条【当ジムの利用制限】

1 当ジムは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認められたとき。

(2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。

(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

(4) その他当ジムが休業を必要と認めるとき。

2 前項の場合、事前にその旨を各クラブまたは各クラブのホームページ、SNS 等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条【クラブ施設の閉鎖・変更】

1 当ジムは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業を不可能と認められたとき。

(2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当ジムの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。

(3) 当ジムにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。

2 クラブ施設の閉鎖・変更の場合、当ジム及び会社は、会員にし、特別の補償は行いません。

第19条【賠償責任】

1 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当ジム及び会社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当ジムまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

3 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第20条【通知予告】

本規約及び当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方法またはホームページまたはSNS、電子メール、電話等により行います。

第21条【本規約その他の諸規則の改定】

会社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

第22条【正本】

会社は本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することがありますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。